

平成29年度 県産品利用・やまぐち再エネ等補助金Q & A

山口県環境政策課

1 補助対象事業・設備

Q101 補助を受けられるのは誰ですか？

次の要件を満たす方が対象となります。

- 山口県内に住所を有する個人（予定を含む）
- 県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない方

山口県内の住宅（自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に限る。）に、補助対象設備を設置し、若しくは補助対象設備が設置された山口県内の建売住宅を購入される方が申請してください。

Q102 補助の対象となる設備は何ですか？

県内企業が製造・加工した設備や県産の原材料をもとに製造・加工された設備のうち、県が登録した県産再エネ・省エネ関連設備であって、太陽光発電システム、太陽熱利用給湯システム（分離型（強制循環型）、一体型（自然循環型））、地中熱利用システム、太陽熱利用空調システム、ペレットストーブ、家庭用燃料電池（エネファーム）です。対象設備は、県環境政策課のホームページで公表します。

なお、県産品の太陽光発電システムを設置した時に、蓄電池やV2H（ヴァイクルーホーム：電気自動車等に蓄えた電気を住宅に供給する設備）を同時に設置する場合、補助金を上乘せします。県産品の太陽光発電システムの導入に際しての上乗せ措置であり、県産品以外の太陽光発電システムが導入された場合や、蓄電池やV2H単独の導入の場合には補助しません。蓄電池やV2Hは、県産品以外も対象としますが、一定の設備基準を満たすことが必要です。

Q103 集合住宅や個人所有の店舗等に補助対象設備を設置することはできますか？

住宅用太陽光発電システムの場合、集合住宅にオーナーが居住し、オーナー宅の電灯に低圧で系統連系する場合は補助の対象になりますが、共用部分の電灯に系統連系する場合は補助の対象外です。

その他の設備についても、オーナー宅に設置する場合があります。
また、住居を兼ねている店舗等であれば、補助の対象となります。

Q104 二世帯住宅で、両親と生計を別にしており、親と子それぞれが補助対象設備を導入する場合、別々に補助金を申請することができますか？

太陽光発電システムの場合、二世帯住宅が建物を2つの区分に分けて「区分登記」され、太陽光発電システムの系統連系が独立しており、電力会社との電力受給契約が別であれば、それぞれ補助金を申請することができます。

エネファームの場合、二世帯住宅が建物を2つの区分に分けて「区分登記」され、ガス配管が別となっており、ガス会社とのガス契約が別であれば、それぞれ補助金を申請することができます。

二世帯住宅が「単独登記（1人の名義による登記）」の場合はその名義人、「共有名義（複数人の名義による登記）」の場合は名義人のうちの1人が補助金を申請することになります。

Q105 事前審査申請より前に設置した設備は、補助の対象ですか？

県の補助金を受ける場合は、あらかじめ「事前審査申請書」を提出していただき、県から補助金の交付を可とする「事前審査結果通知」を受ける必要がありますので、それ以前に設置済みであったり、着工又は購入した場合は、補助対象となりません。県の融資制度も、事前に着工又は購入されている場合は、融資対象となりません。

Q106 無料又は格安で設置した住宅用太陽光発電システム等は補助の対象ですか？

県の補助金は、所要経費の一部として補助金を交付するものですので、補助金が所要経費の一部とならない場合には、補助の対象にはなりません。

Q107 中古品の導入や既存設備の修繕は、補助の対象となるのですか？

補助金交付要綱第3条で、「補助対象設備は、新たに設置されるものであり、設置前において使用に供されていないものに限る。」と規定していますので、中古品の導入や既存設備の修繕は補助対象外です。

Q108 建売住宅を購入する場合に、補助対象設備の所要金額はどのように区別するのですか？

建売住宅の売買契約書に、県補助金の対象とする住宅用太陽光発電システム等の金額がわかるように「内訳」を記載してください。
売買契約書において「内訳」が記載されていない場合は、別途「内訳書」を作成して、証明してください（売主の証明印が必要）。

Q109 住宅の販売会社から補助対象設備が導入された「モデルハウス」を購入する場合や、分譲マンション（賃貸を除く）にエネファームを導入する場合、補助の対象となりますか？

建売住宅と同様、補助の対象となります。
ただし、未使用であることが条件です。
太陽光発電システムの場合、引き渡しの前に系統連系されたものは、中古品とみなされて補助対象外です。
エネファームの場合、引き渡しの前に、ガス契約されたもの、又は、電力会社との系統連系されたものは、中古品とみなされて補助対象外です。
なお、引き渡し前の電灯契約については、特に問題はありません。

Q110 補助要件に「補助対象設備の施工は県内事業者が発注すること」とありますが、県内事業者であることは、どのように判断されるのですか？

県内事業者とは、県内に住所及び事業所を有しておられる法人又は個人の方です。
具体的には、「事前審査申請書」に記載される手続代行者の住所や、「工事請負契約書」「売買契約書」「領収書」に記載される住所が、山口県内であるかどうかによって判断します。

■元請けは県内事業者ではないが、下請けとして県内事業者が施工する場合
県内に営業所等があるものの、「工事請負契約書」「売買契約書」「領収書」等の書類の発行は県外の本社が一括して発行するような場合において、補助対象設備の施工を県内事業者が下請けとして実施することを確認できる「施工事業者に係る証明書類」を提出していただければ、補助の対象とします。

この場合の「施工事業者に係る証明書類」については、特に書式は定めませんが、次のいずれかによってください。

元請け事業者と補助事業者（発注者）との間の「工事請負契約書」「売買契約書」「領収書」の写しに加え、

- ① 請け事業者と下請けを行う県内事業者（一次下請、二次下請を含む）との間の「工事委託契約書」「領収書」などの書類の写しを提出
- ② 請け事業者が、下請けを行う県内事業者を記載した「施工事業者に係る証明書」を独自に作成し、代表者印を押印して提出（この場合、県から下請けを行う県内事業者あてに電話による確認をさせていただく場合があります）

以上の場合において、事前審査申請書に添付する「事業計画書及び収支予算書」、補助金交付申請兼実績報告書に添付する「事業実績書及び収支決算書」の“施工事業者名”の欄には、下請けを行う県内事業者名を記載してください。

Q 1 1 1 今後県内に引っ越しを予定している場合や、県内に住宅を有する者が県外に単身赴任中の場合などで、県内に住民票がない場合も補助金を申請することはできますか？

補助金の申請ができるのは、山口県内の住宅に自ら居住又は居住する予定の者であり、現時点で県内に住民票がない場合でも、工事完了後速やかに県内に居住予定の者については補助金の申請は可能です。その場合は、次の方法により申請を行ってください。

- 「今後県内に居住予定であること」、又は、「入居予定日」を記載した申立書（様式任意）及び建物登記簿の写しを添付

Q 1 1 2 補助対象設備を同時に2つ以上取り付ける場合、補助金をそれぞれ申請することができますか？

2つ以上の異なる補助対象設備を同時に導入する場合、それぞれ補助金を申請することができます。

■例 1

① 4 kW の太陽光発電システムと② 4 m²の太陽熱利用給湯システム（強制循環型（分離型））を同時に導入する場合

- ① 4 kW × 0.8 万円
 - ② 4 m² × 1.2 万円
- 合計 8 万円を申請できます。

■例 2

① 4 m²の太陽熱利用給湯の強制循環型（分離型）と② 3 m²の自然循環型（一体型）を同時に導入する場合

- ① 4 m² × 1.2 万円
 - ② 3 m² × 0.5 万円
- 合計 6.3 万円を申請できます。

Q 1 1 3 太陽光発電システムと同時に設置する蓄電池やV 2 Hはどのような設備が対象ですか？また、対象設備を調べる方法はありますか？

以下の登録のいずれかを受けていることが必要です。
いずれも各団体のホームページで型式等を検索できます。

蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ○(一社)環境共創イニシアチブ (S I I) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の補助対象として登録していた設備のうち太陽光発電システム連携の付加機能があるもの ・ 住宅用省エネリノベーション促進事業費補助金の補助対象として登録された設備 ○(一財)電気安全環境研究所 (J E T) <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型分散型発電システム用系統連系装置認証相当の認証を受けた設備
V 2 H	<ul style="list-style-type: none"> ○(一社)次世代自動車振興センター (C E V) <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象としている設備 ○(一財)電気安全環境研究所 (J E T) <ul style="list-style-type: none"> ・ V 2 H用パワーコンディショナーの認証相当の認証

Q 1 1 4 太陽光発電システム（太陽光発電モジュール 5.14kW、パワーコンディショナ 5.50kW）と同時に蓄電池(6kWh)を設置する場合、補助金の計算はどのようにすればよいですか？

以下のとおりです。

- ①太陽光発電システムの補助金額（上限 79,000 円）を算出します。
- ②太陽光発電システムの出力(太陽光発電モジュールとパワーコンディショナの出力のいずれか低い値)から、蓄電池の補助上限容量を決定します。
- ③蓄電池の補助金額（上限 96,000 円）を算出します。
 - ・ 蓄電池容量 > ②で算出した蓄電池の補助上限容量
→蓄電池の補助上限容量をもとに算出
 - ・ 蓄電池容量 < ②で算出した蓄電池の補助上限容量
→蓄電池容量をもとに算出

③ 金額は上記①と③の合計金額となります。

導入設備	算定方法（各システム千円未満切り捨て）		補助金額
①太陽光発電システム	5.14kW × 8,000 円 = 41,120 円 → 41,000 円（千円未満切り捨て）		41,000
+蓄電池	②補助上限容量	太陽光発電モジュール 5.14kW < パワーコンディショナ 5.50kW 5.14 kW × 1.64 = 8.4296kWh → 8kWh（小数点以下切捨て）	36,000
	③補助金額	蓄電池容量 6kWh < 蓄電池の補助上限容量 8kWh により、蓄電池容量をもとに補助金額を算出 6(kWh) × 6,000 円 = 36,000 円	
④合計	41,000 円 (①) + 36,000 円 (③) = 77,000 円		77,000

2 国等の補助金との重複

Q201 県の補助金と国や市町の補助金とあわせて受けることができますか？

国の補助金等や市町の住宅用太陽光発電システム等の補助金と、県の補助金をあわせて申請することができます。

3 事前審査申請

Q301 「事前審査申請書」の受付の締切りの方法は、どうなっていますか？

「事前審査申請書」の受付は先着順に行います。
県の予算の範囲を超えた場合は、超えた日の申請書の中で抽選を行い、補助金交付予定者を決定します。

Q302 県の予算枠が残っているかどうか確認したいときは、どうすればいいですか？

一定の時期を決めて、県環境政策課のホームページに掲載する予定です。
県環境政策課に電話（083-933-2690）で確認されても結構です。

Q303 パソコンがないため、「事前審査申請書」等の提出書類を入手できないときは、どうすればいいですか？

次の番号に電話をいただきましたら、必要な書類等をお送りします。
・公益財団法人山口県予防保健協会（083-933-0018）
・県環境政策課（083-933-2690）
施工会社や販売会社等から、提出書類を提供してもらうこともできます。

Q304 申請者の印鑑は実印ですか？

認印でも構いませんが、スタンプ印は不可となります。

Q305 補助金の申請者が、補助対象設備を設置する住宅の所有者ではない場合、どのような手続きが必要ですか？

補助対象設備を設置する住宅の所有者の承諾書（様式任意）を「事前審査申請書」の提出時に添付してください。

Q306 「事前審査申請書」を提出してから補助金の交付の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

申請日から起算して14日以内（休日を除く）に審査結果をお知らせします。
但し、提出書類に不備等があった場合は、決定が遅れることもあります。

Q307 「事前審査結果通知」を受けた後に、申請した内容を変更（中止・廃止）したい場合にはどうすればいいですか？

補助金交付要綱に規定する「事前審査事項変更（中止・廃止）承認申請書」を提出してください。

申請した内容を変更する場合、「事前審査事項変更承認申請書」は必ず工事施工前にあらかじめ提出してください。工事施工中、工事施工後には承認しませんのでご注意ください。

なお、変更承認申請が必要となるのは、補助金の額の変更を伴う事業費の変更や補助対象設備の変更など要綱第8条第2項に掲げる場合であり、工事着工・完了予定日の変更など軽微な変更の場合、変更承認申請書の提出は不要です。

Q308 補助対象設備の設置工事にはどのタイミングで着手して良いのですか？

「事前審査申請書」を提出して約2週間後に、県から補助金の交付の可否をお知らせする「事前審査結果通知」を送付します。

補助対象設備の設置工事の着手（建売の場合は建物の引渡し）は、県から「事前審査結果通知」が届いてから行ってください。

Q309 同じ工事請負契約において、住宅の新築と補助対象設備の設置を同時に行う場合、工事着工日は住宅の建築を始めた日ですか、あるいは補助対象設備の設置に係わる工事を始めた日ですか？

また、工事完了日についてはどうなりますか？

工事の着工、完了いずれも、「補助対象設備の工事」に関する部分で判断してください。

工事着工予定日は、補助対象設備の関連工事が開始される日、工事完了予定日は、補助対象設備に係わる設置工事が完了する日です。

4 手続代行者

Q401 手続代行者は、どのような方が代行できるのですか？

手続代行者とは、補助金の申請者に対して、補助対象設備を販売し領収書を発行できる方です。

Q402 手続代行者を必ず通す必要はありますか？

手続代行は必須ではありません。

補助金の申請者ご自身が必要な書類を作成し、申請していただくことも可能です。

※申請者ご自身で書類を作成される場合は、申請者の連絡先を余白部分に記載してください。

Q403 「事前審査申請書」を提出した後で、手続代行者を変更できますか？

「事前審査申請書」で手続代行者を届け出させていただきますので、申請後に変更することはできません。

手続代行者を変更する場合、あらためて「事前審査申請書」を提出してください。

5 交付申請・実績報告

Q501 事業が完了して、「交付申請兼実績報告書」を提出する時期はいつですか？

事業の完了の日から起算して30日以内、又は平成30年3月12日のいずれか早い期日までに、補助金交付要綱に規定する添付書類を添えて提出してください(必着!)。
 申請期限に間に合わない場合、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
 なお、電力需給契約書の写しが申請期限に間に合わない場合は、電力契約を証明する書類の写し(「系統連系に係る接続契約のご案内」又は「契約申込書の写し」)を電力需給契約書の写しの代わりに添付し、期限までに必ず提出してください。この場合、電力需給契約書の写しを入手した後、速やかに提出してください。
 ※「事業の完了の日から起算して30日以内」とは、事業の完了の日の翌日から30日であり、当該期限の日が受付機関の休日(土日祝日、年末年始、お盆)に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなします。

Q502 太陽光発電システムを設置する場合、電力受給契約を申し込んでいても、補助金の交付申請はできますか？

電力受給契約の申込みの時期は、補助金の申請には特に関係ありません。
 但し、電力受給開始予定日が、工事着手日より前にならないようにしてください。

Q503 補助対象設備の設置状況を示す写真とは、どのようなものですか？

以下のとおりです。

太陽光発電システム	太陽電池モジュールが載った屋根全体と、建物全体を写した写真
蓄電池	設置が完了した写真と、型式等が表示されている銘板の写真
V2H	太陽電池モジュールを設置した建物敷地内でV2Hを写した写真と、型式等が表示されている銘板の写真
太陽熱利用給湯システム 分離型(強制循環型) 一体型(自然循環型)	集熱ユニットが載った屋根全体と建物全体、そして貯湯ユニットを写した写真
太陽熱利用空調システム	集熱ユニットが載った屋根全体と建物全体と省エネ設備の写真
地中熱利用システム	施工中の写真と設置が完了した状態での写真
ペレットストーブ	設置が完了した写真と、建物全体の写真
家庭用燃料電池 (エネファーム)	設置が完了した写真と、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式名と製造番号が表示されている銘板の写真

なお、設置した設備に型式等の表示があれば、その表示部分を写した写真も提出してください。

Q504 パワーコンディショナの写真等は必要ですか？

パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる書類を提出してください。具体的には、型式名及び製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書の写し、検査成績証の写しのいずれかです（検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること）。

Q505 「交付申請兼実績報告書」の提出時に、自分の口座番号を記載した「補助金支払請求書」を事務代行者に知られたくないときは、どうしたらいいですか？

「補助金支払請求書」を封筒に入れて厳封したものを事務代行者に渡すか、申請者ご本人が「補助金支払請求書」を直接持参又は郵送（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）するかのいずれかにしてください。

Q506 振込口座はゆうちょ銀行の口座でも大丈夫ですか？

ゆうちょ銀行でも大丈夫です。
但し、ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載の口座番号と振込用口座番号が異なりますので、お近くの郵便局、又はゆうちょ銀行のホームページでご自分の振込用口座番号をご確認の上、口座番号をご記入ください。

Q507 納税証明書は、どこで手に入りますか？

以下の2つの書類が両方必要です。

- 県税の納税証明書は、各県税事務所で入手できます。
発行手数料は証明書1枚につき、400円です。
県税の納税証明の請求（証明）内容は、次のとおりです。
 - 証明税目 : 県税全税目（個人住民税を除く）
 - 証明対象年度 : 全期間
 - 証明事項 : 滞納がないことの証明
 - 滞納があった場合の証明方法 : 証明書を交付しない
 - 課税がない場合の証明方法 : 「滞納がない」旨を記載して証明書を交付
- 市町税（個人住民税）の納税証明書（滞納がないことの証明等）は、各市町の税務所管課で入手できます。
発行手数料については各市町にお問い合わせください。
なお、本県の住宅用太陽光発電システム整備資金融資制度を利用している方にとっては、納税証明書の写しの添付で支障ありません。

6 山口県産再生可能エネルギー関連設備等登録制度

Q601 県内に本社又は工場等を有している企業（以下「県内企業」という）が、県外企業からOEM製品の供給を受けて、自社ブランドとして販売する設備や県外企業が、県内企業からOEM製品の供給を受けて、自社ブランドとして販売する設備は、「山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出要領」第4条第1項で規定する「対象設備」に該当しますか？

届出制度の主目的は、平成20年12月に制定された「山口県ふるさと産業振興条例」の趣旨に基づいて、ふるさと産業の振興を図ることです。

従って、次の要件のいずれかに該当するOEM製品については、その製品が活用され普及することが、県内環境産業の育成かつ県経済の活性化につながると判断されるため、届出要領第4条第1項で規定する「対象設備」とみなします。

（OEM製品を県産製品とみなす要件）

- ① 県内企業が、自社生産だけでは需要等に対応できないため、OEM製品の供給を受けて、自社ブランドとして販売している製品
- ② 県内企業が、将来的に自社生産を開始する予定で、それまでの期間に対応するため、OEM製品の供給を受けて、自社ブランドとして販売している製品
- ③ 県外企業が、県内企業により県内で製造・加工されたOEM製品の供給を受けて自社ブランドとして販売している製品

注）OEMとは、Original Equipment Manufacturer の略称で、他社のブランドで販売される製品を製造することを指します。

7 その他

Q701 県が立入検査を行うことはあるのですか？

必要に応じて、山口県が立入検査を行う場合があります。

また、公益財団法人山口県予防保健協会が、補助対象設備の設置状況の調査にお伺いすることもありますので、ご協力ください。

Q702 補助金を受けて設置した住宅用太陽光発電システム等の設備を処分したい場合は、どうすればいいですか？

補助対象設備の法定耐用年数の期間は、自由に処分することができません。

太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、その他の設備の法定耐用年数は設備毎に異なります。

売却、譲渡（無償）、貸与等の処分を行う場合は事前の承認が必要ですので、補助金交付要綱に規定する「財産処分承認申請書」を提出してください。

この場合に、補助金の全部又は一部の返還をお願いする場合があります。

Q703 住宅用太陽光発電システムについて、訪問販売のトラブルが発生しているようですが、何か対策はありますか？

全国的な問題ですので、消費者庁や国民生活センター、経済産業省等において各種の対策がとられていますが、訪問販売に対しては、「売電収入」や「補助金」など過剰なセールストークに惑わされないよう冷静に対処してください。

消費者が実行できる対策としては、次のようなことがあります。

- 複数の見積りを取って、納得のできる事業者と契約すること
- 補助金、発電量、売電量などについて、自分でも情報収集を行うこと
- トラブルや困ったことがあったら、山口県消費生活センターに相談すること

【山口県消費生活センター】

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県庁内厚生棟2階

(TEL) 083-924-0999 (相談受付)

(FAX) 083-923-3407